

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|--|-----------------------|--------|-----------------------|---------------------------|---|--|-------|-------|
| 20230509 | 株式会社JT・LINE(法人番号3260001028354) 代表者服部信 | 岡山県岡山市東区南古都 516番地1 | 本店 | 岡山県岡山市東区南古都 516番地1 | 輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第1項第1 号、同条第4項及び法 第60条第1項 | 令和4年10月4日及び同年11月2日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条) | 9 | 9 |
| 20230511 | 株式会社岡昌運輸(法人番号3260001009367) 代表者木下昌弘 | 岡山県岡山市中区倉益 350-1 | 本社営業所 | 岡山県岡山市中区倉益 350-1 | 輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1 項、法第17条第4項 | 令和4年10月26日及び同年12月14日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) | 4 | 4 |